

平成 26 年 9 月 29 日開催

石狩市教育委員会会議（9 月定例会）資料

< 議案 >

- ・平成 26 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別
結果の掲載に係る同意について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 ～ P 22
- ・石狩市民図書館ビジョンの改訂について・・・・・・・・・・・・別冊
- ・第Ⅲ期石狩市子どもの読書活動推進計画の策定について・・・・・・・・別冊

< 協議事項 >

- ・教育委員会の点検・評価（平成 25 年度分）について（継続協議）・・・・別冊
- ・石狩市教育プランについて・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

< 報告事項 >

- ・第 59 回（平成 26 年度）石狩市民文化祭の開催について・・・・・・・・P 23
- ・平成 26 年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテスト実施結果について
・・・・・・・・P 24 ～ P 25
- ・情操教育プログラム“能楽教室”の開催について・・・・・・・・P 26
- ・第 15 回石狩市民図書館まっりの開催について・・・・・・・・P 27

石 狩 市 教 育 委 員 会



各市町村教育委員会委員長 様

北海道教育委員会教育長 立川 宏

平成26年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について（照会）

国が定めた「平成 26 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（別添 1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされました。

道教委では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、11 月を目処に公表を予定している平成 26 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」（以下「北海道版結果報告書」という。）に、別添 3 により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、実施要領に基づき、次により貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することの同意について照会いたしますので、回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、照会する考えはありません。

記

1 回答書式

平成 26 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への掲載について（別添）

2 提出先

教育局（教育支援課）

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

平成 26 年 10 月 3 日（金）

4 資料

別添 1 平成 26 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

別添 2 全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添 3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添 3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに小学校で 1 枚、中学校で 1 枚の内容を掲載

学校教育局義務教育課
学力向上推進グループ
TEL 011-204-5771

平成 年 月 日

平成26年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果の掲載について（回答）

平成 26 年 9 月 4 日付け教義第 921 号で照会のありました平成 26 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する平成26年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に別添 3 により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

同意する

同意しない

（いずれかに○を付してください。）

北海道教育委員会教育長 様

（ ） 教育委員会 印

（御回答ください。）

1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

（□にレ印を入れてください。）

☐ 教育委員会に諮り決定した。

☐ 教育長が決定した。

☐ その他（ ）

2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。

（ ）

3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由をお教えてください。（下欄に記入願います。）

ありがとうございました。

平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成25年11月29日

文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

平成26年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，中等教育学校第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心と

した出題

- ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

（ウ）出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

（２）学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

５．調査実施日等

（１）児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成２６年４月２２日火曜日とする。

ア 小学校調査

（ア）教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて１単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ１単位時間とする。

（イ）児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

（ア）教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ１単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ１単位時間とする。

（イ）生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

（２）学校に対する質問紙調査

平成２６年４月に実施する。

（３）調査実施に関するスケジュール

別紙１のとおりとする。

６．調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙２・別紙３）。

- （１）調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町

村教育委員会，学校法人，国立大学法人等の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は，域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また，自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は，私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会，学校法人，国立大学法人等は，学校の設置管理者として調査に協力し，自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は，校長を調査責任者として，設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は，小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて，以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果について，

(ア) 国語，算数・数学のそれぞれ，主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果について，

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は，調査の目的を踏まえ，以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する。

- ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況
- イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況
- ウ 地域の規模等に応じたまとまり（大都市（政令指定都市及び東京 23 区）、中核市、その他の市及び町村並びにへき地）における公立学校全体の状況
- エ その他、調査の目的の達成に資する分析

（３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果

（イ）市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

（ウ）学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（４）調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

エ 文部科学省においては、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況について、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。また、例えば、教育事務所単位の状況を公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で、(エ)に基づき公表することは、それぞれの判断において可能であること。
- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合

も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした調査結果の公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第4

2号) 第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7. (5) ア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせることを、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

(イ) 中学校調査 国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

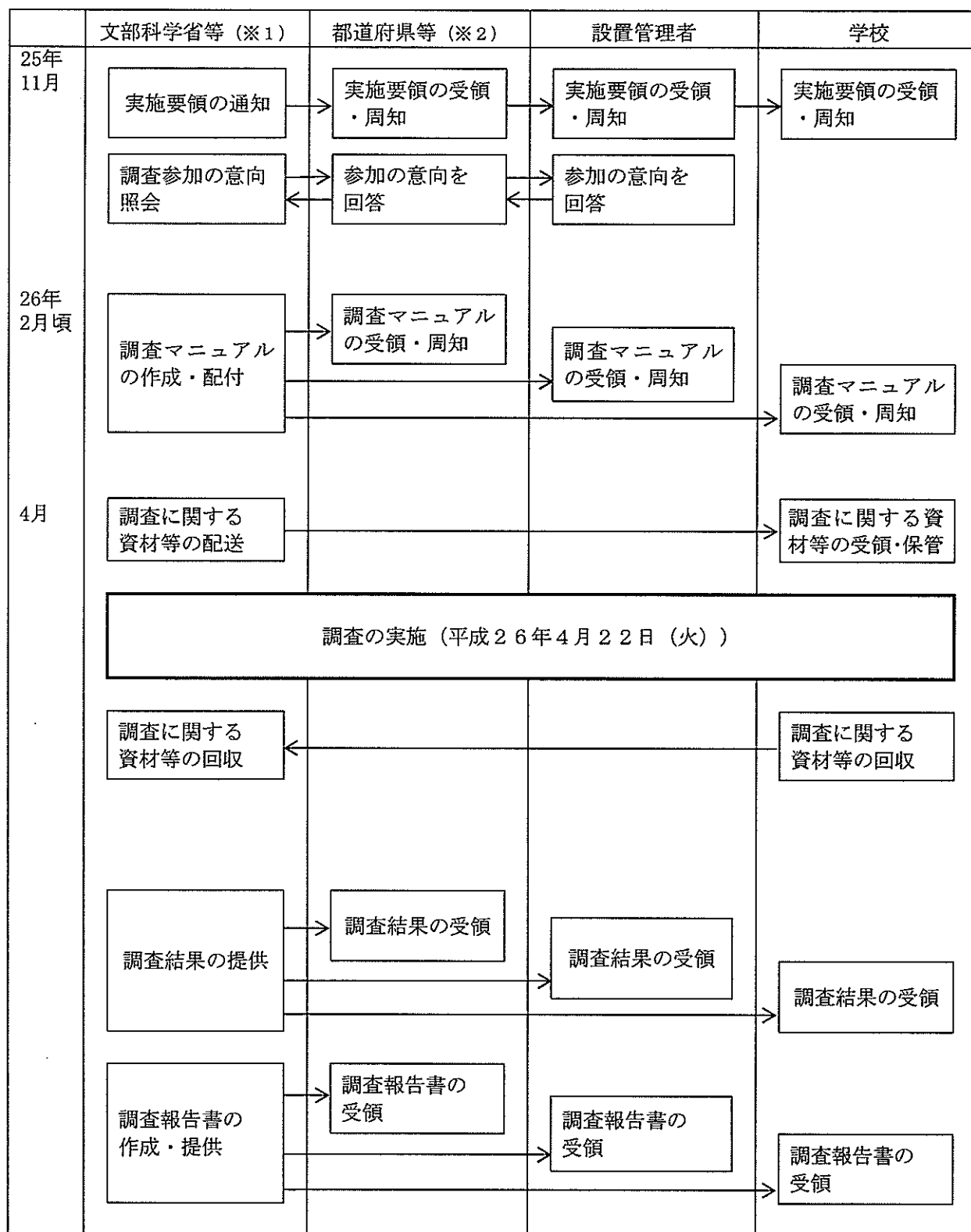
(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、平成26年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査実施に関するスケジュール (予定)

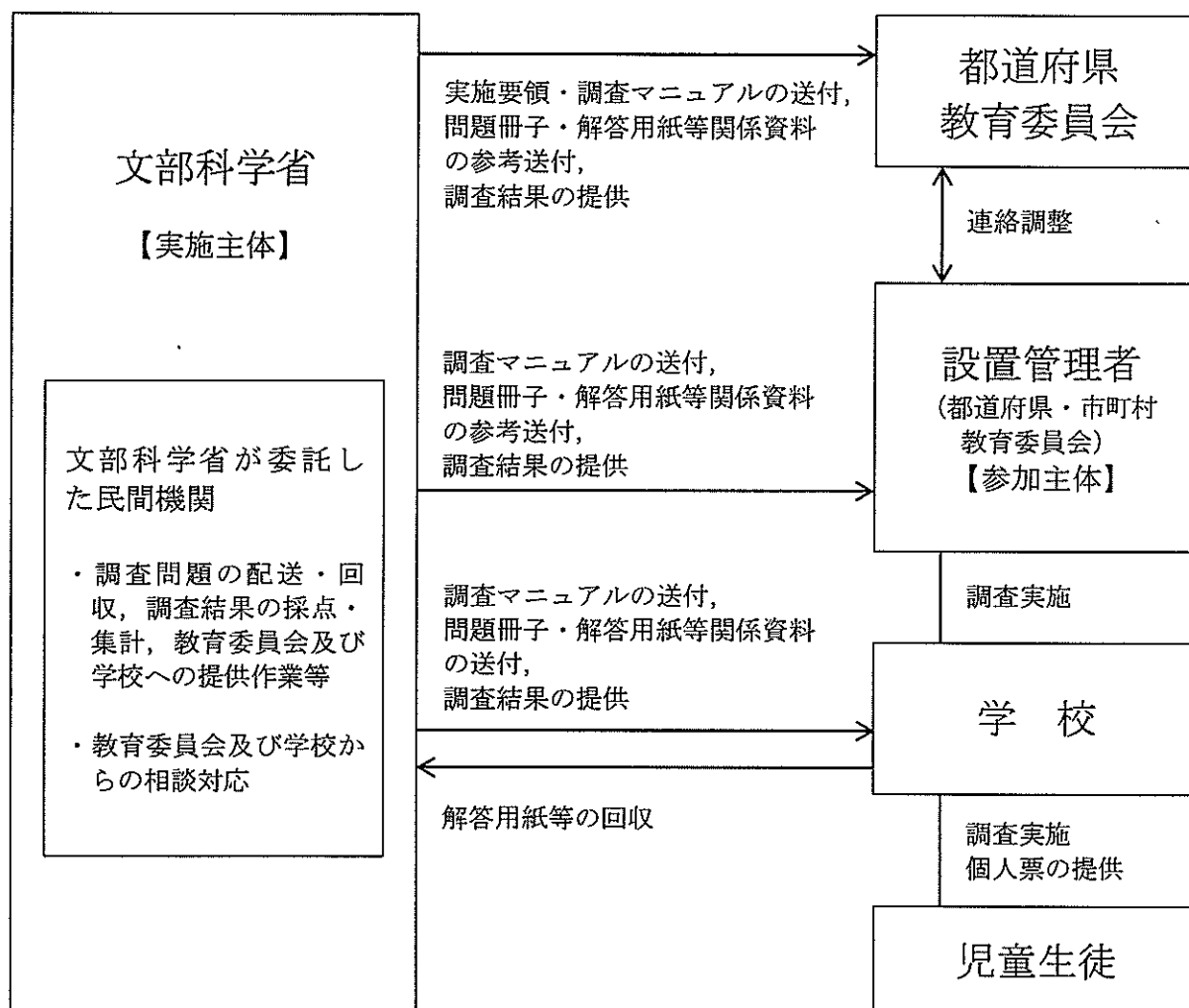


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

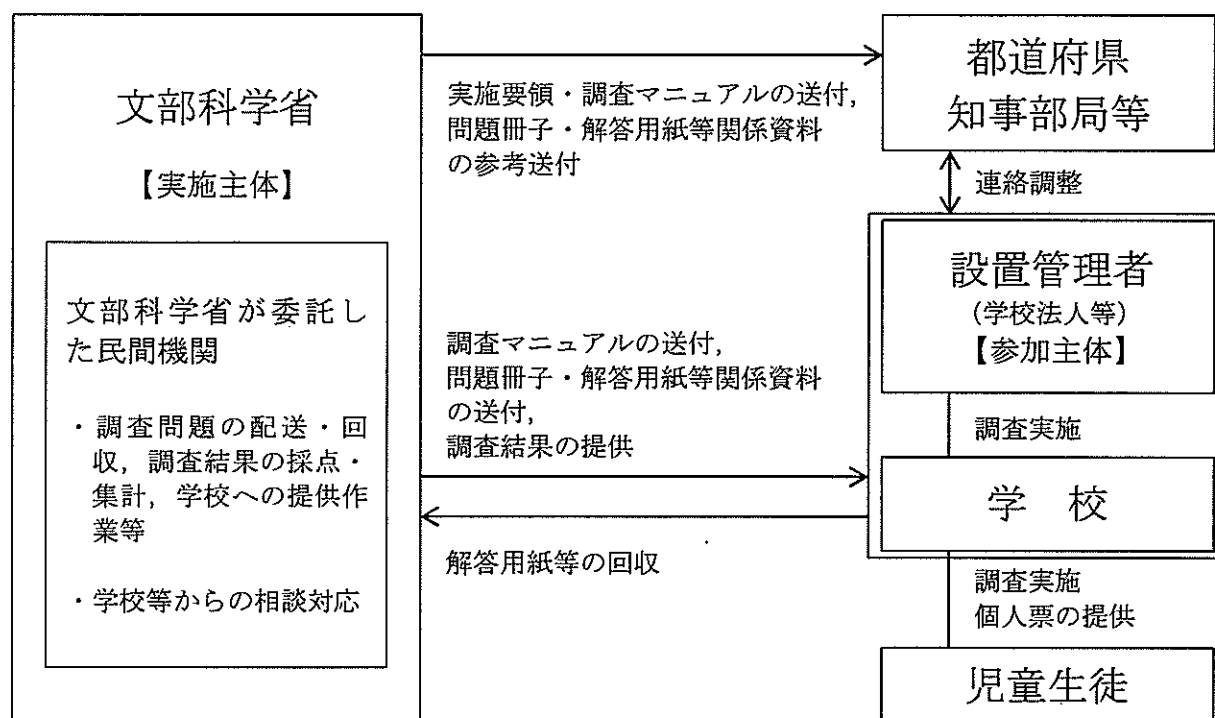
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



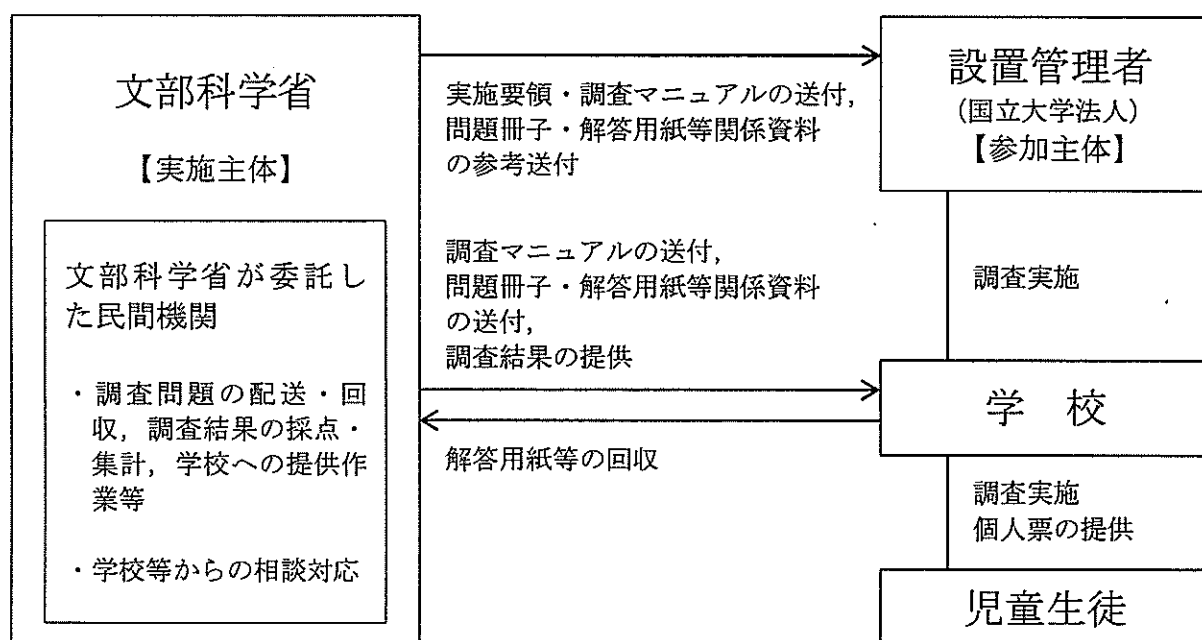
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委の説明責任

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する教育課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民にわかりやすく説明する責任がある。

こうしたことから、これまで道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国学力・学習状況調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行ってきた。

今年度の調査の実施要領においては、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされた。

道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、改訂された実施要領において可能とされた市町村別の結果を公表するとともに、調査結果を踏まえた改善方策について併せて公表するなど、報告書の内容を改善していく考え。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国学力・学習状況調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切である。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の学力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の学習状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、これまでも、わかりやすい公表を行うよう働きかけてきたところであり、改訂された実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考え。

全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 公表の内容は、各教科の成果と課題が明確になるよう、各調査問題別・領域別に示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や改善方策を併せて示すこととし、市町村に同意を求める。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」による

- 平均正答率については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外の市町村は、平均正答率の数値も公表することが望ましい。

（※）・小学校1校：37市町村 中学校1校：84市町村
・対象となる児童生徒数が少ない市町村
（参考：道教委では児童生徒数がそれぞれ約300～400人である檜山、留萌管内を公表）
・ただし、道内には児童生徒数が少なくても平均正答率の数値を公表している町もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、例年10～11月に公表している道教委の報告書に、別添3により作成した資料を掲載する。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要があるが、全道の学校数が約1700校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましい。

3 報道への対応

- 報道機関に対し、平均正答率の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請。

道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

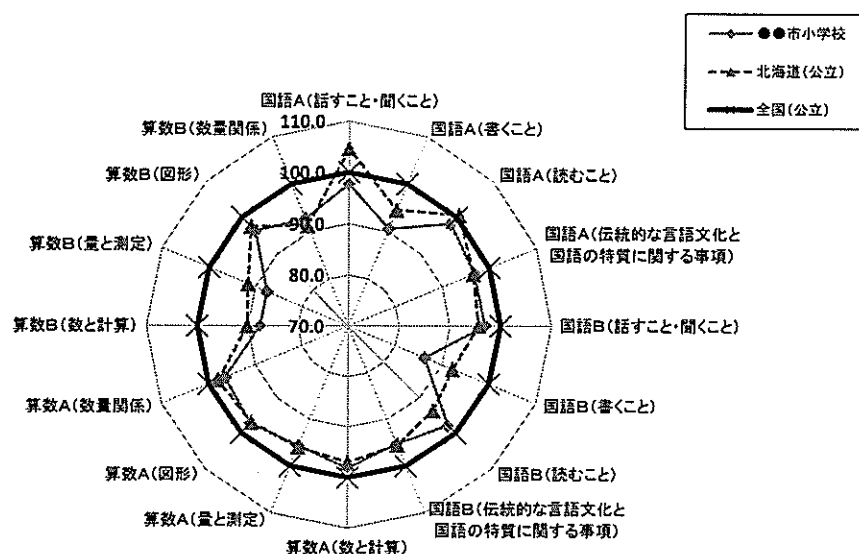
●●●市内小(中)学校の状況及び学力向上策(学校数:●校、児童数:●名)

【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)

※中心点は70を基本とする

※目盛り間隔は10を基本とする



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、レーダーチャートに加え、
次頁に示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例①②」を参考とし、
・成果が表れているデータ
・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。

【分析】

教科	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※領域間の比較から見られる成果	※教科及び質問紙調査の関連から考えられる分析 (記載できる場合のみ)
児童(生徒)質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組(特に市町村内に1校の場合)	

【●●●市の学力向上策】

「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①

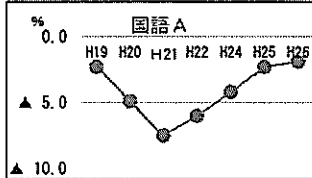
各教科に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

教科

<市町村の平均正答率>

国語A	国語B	算数A	算数B
56.7	45.6	74.3	53.9

<市町村の平均正答率の推移>



注) 「平均正答率＝全国(公立)の平均正答率」の差を経年変化で示したグラフ

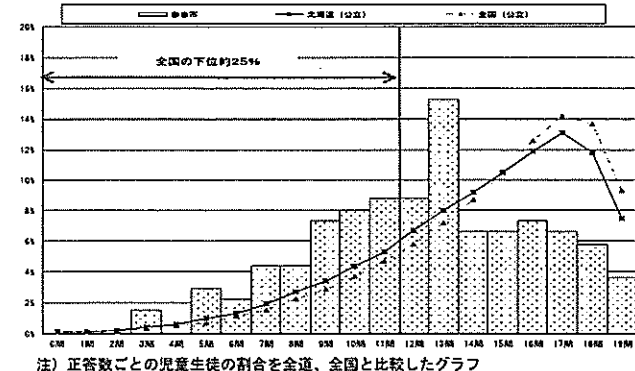
<全国の平均正答率より5ポイント以上低かった設問>

【国語A】

	H26	H25
全国の平均正答率より5ポイント以上低かった設問	2問/15問	6/18問
全国の平均正答率より10ポイント以上低かった設問	1問/15問	4/18問

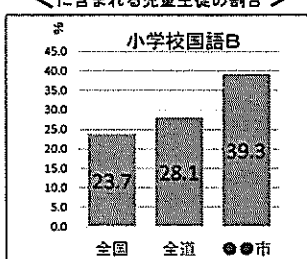
<正答数の状況>

【算数A】



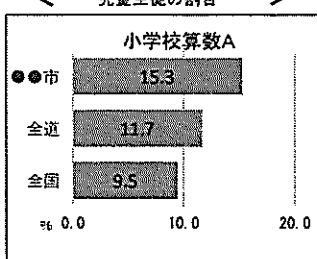
注) 正答数ごとの児童生徒の割合を全道、全国と比較したグラフ

<正答数が全国の下位約25%に含まれる児童生徒の割合>



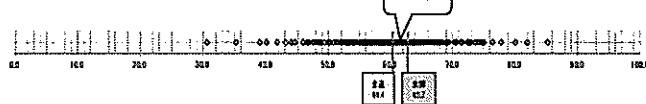
注) 全国の下位25パーセントに含まれる児童生徒の割合を示したグラフ

<正答数が半数以下の児童生徒の割合>



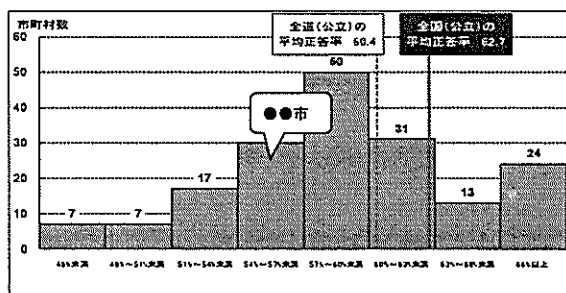
注) 正答数が半数以下の児童生徒の割合を示したグラフ

<平均正答率のばらつき>



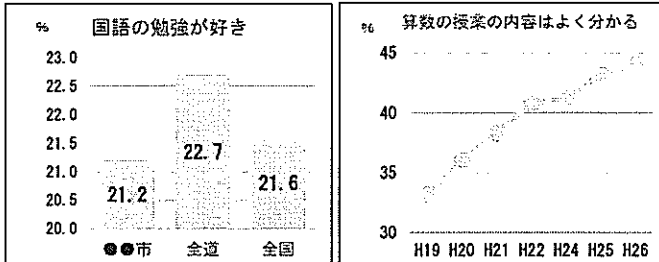
注) 全道の学校の平均正答率を1つのドットで示したものに、市町村の位置を示したグラフ

<平均正答率の度数分布>

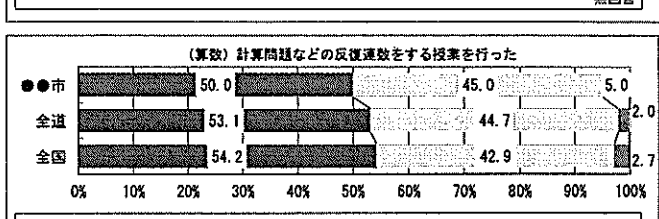
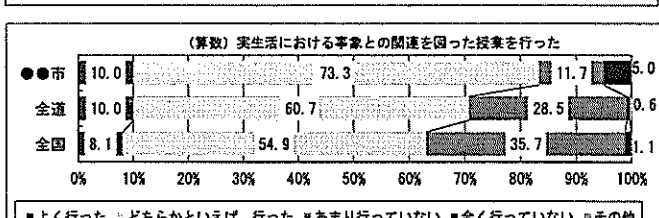
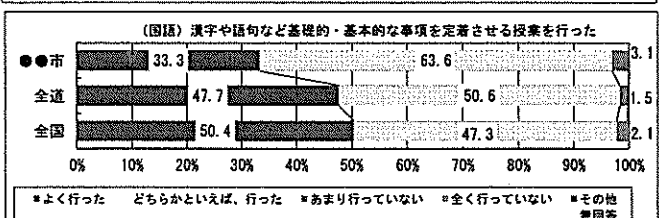
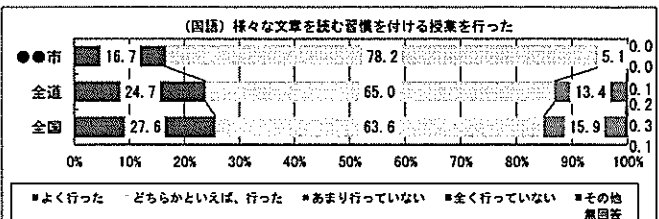
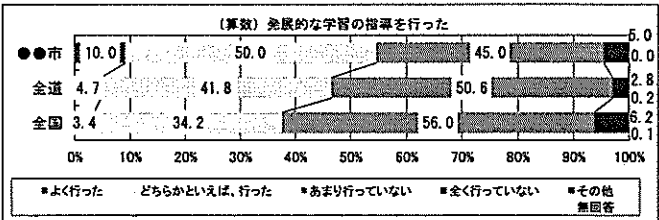
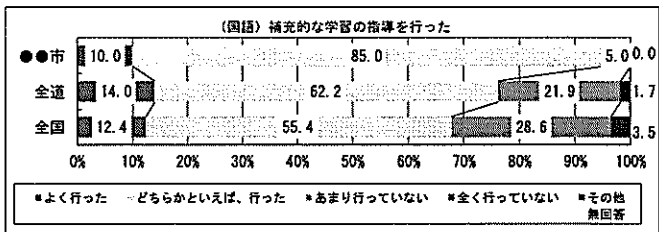


注) 179市町村の平均正答率を3ポイント刻みで示した棒グラフ

児童(生徒)質問紙



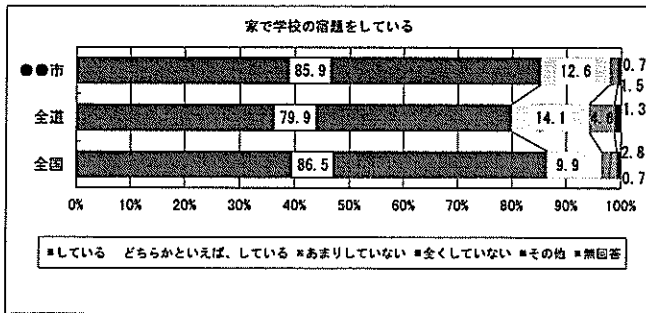
学校質問紙



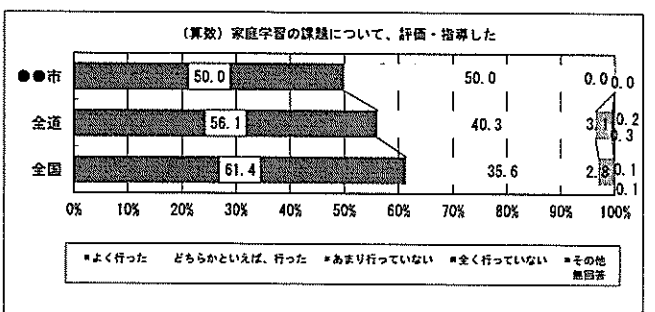
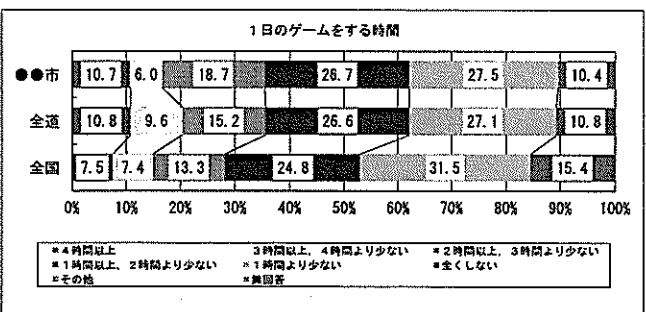
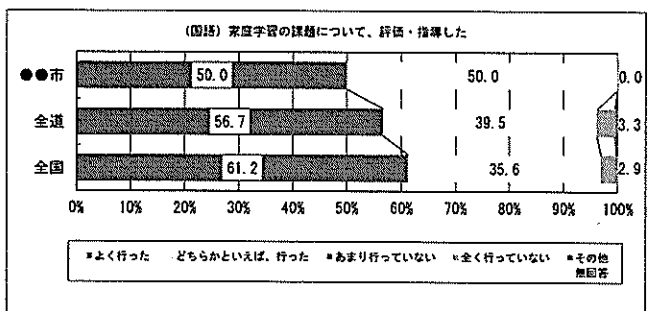
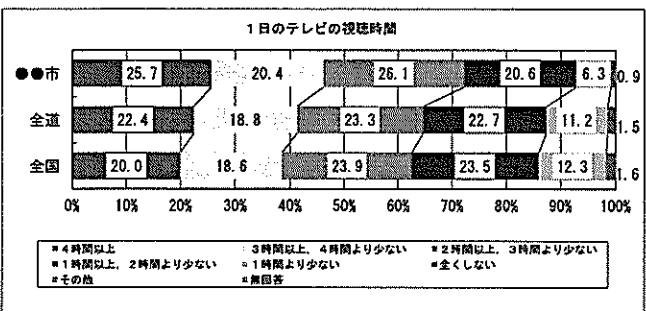
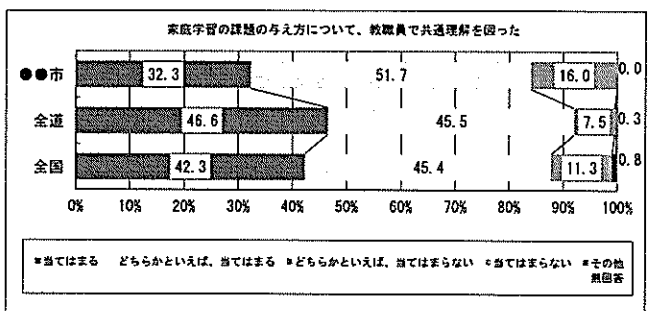
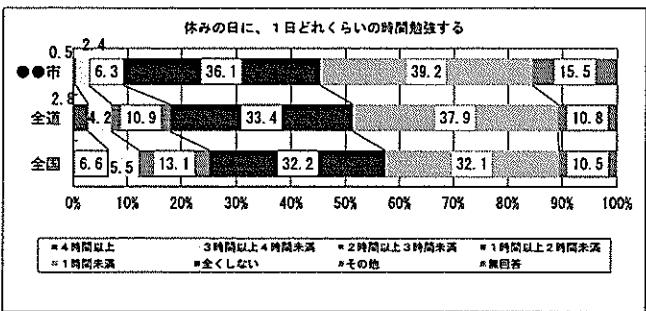
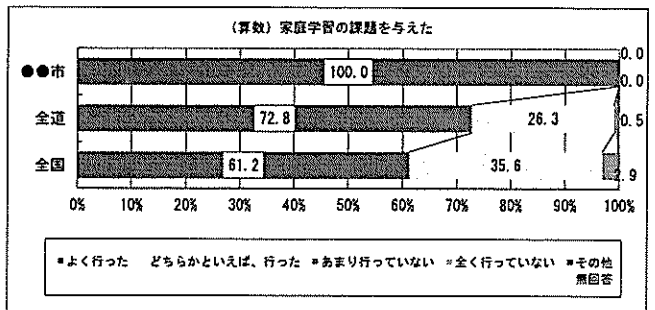
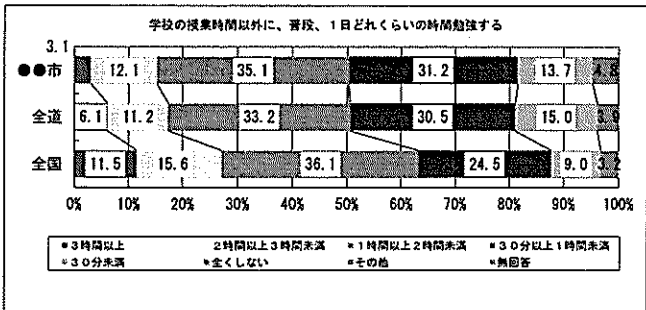
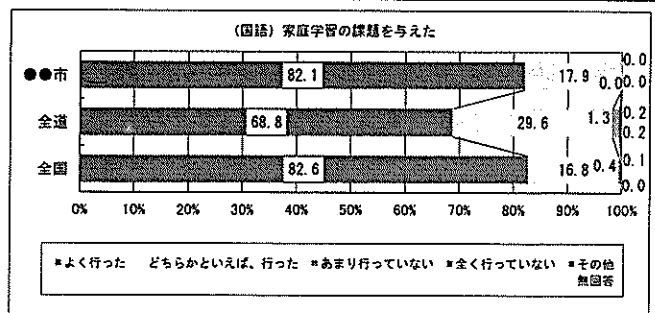
「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例②

学習習慣等に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

児童（生徒）質問紙



学校質問紙



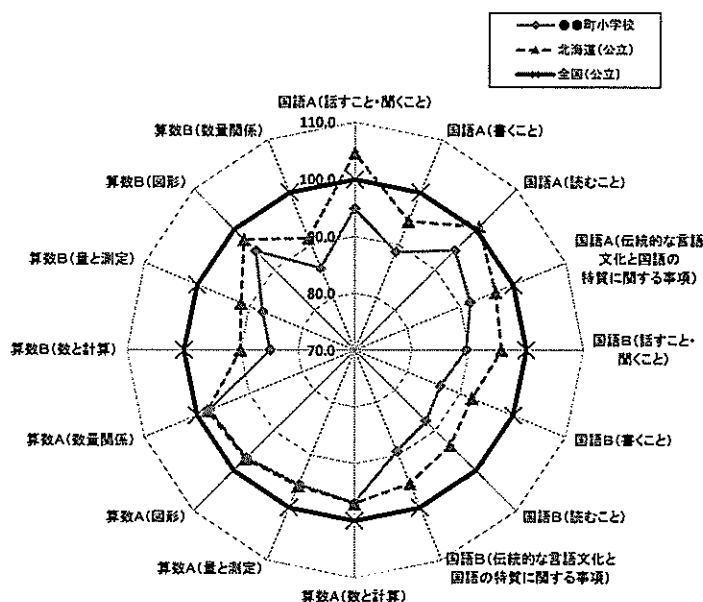
事例1

レーダーチャートに加え、「算数(数学)」の状況に着目して、現状と改善策を説明する例

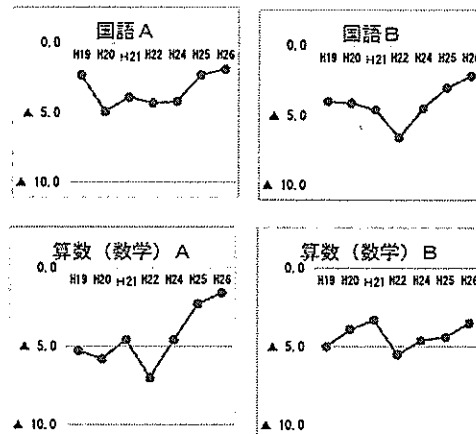
●●町内小(中)学校の状況及び学力向上策(学校数:1校、児童数:29名)

【教科全体の状況】

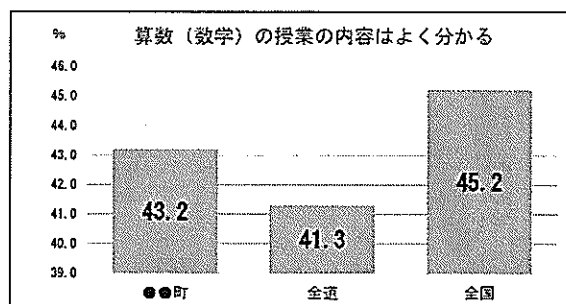
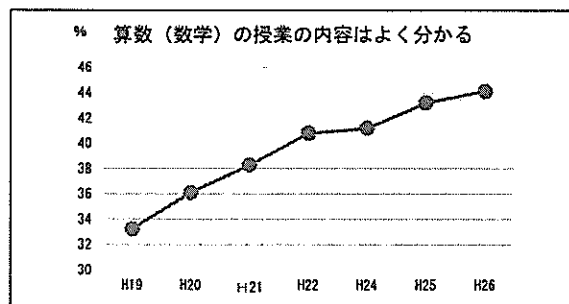
教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)



【平均正答率の推移】



【児童(生徒)質問紙調査】



【分析】

教科	○ 平均正答率の推移では各教科ともに全国との差が縮小傾向 ○ 算数Aでは全国平均に近づきつつある
児童(生徒)質問紙	○ 「算数(数学)の授業の内容はよく分かる」児童(生徒)の割合は増加傾向
学校質問紙	○ 学校においては、放課後や長期休業中の学習サポートを行うなど、補完的な学習の充実に努めている ○ 家庭教育の手引きを作成し、保護者と家庭学習の在り方について共通理解を深めている

【●●町の学力向上策】

- ◎ 道教委の学校サポーター派遣事業を活用した、長期休業中の学習サポートの充実
- ◎ ICT機器の導入と、教員による専門家チームが中心となった実践研究の促進

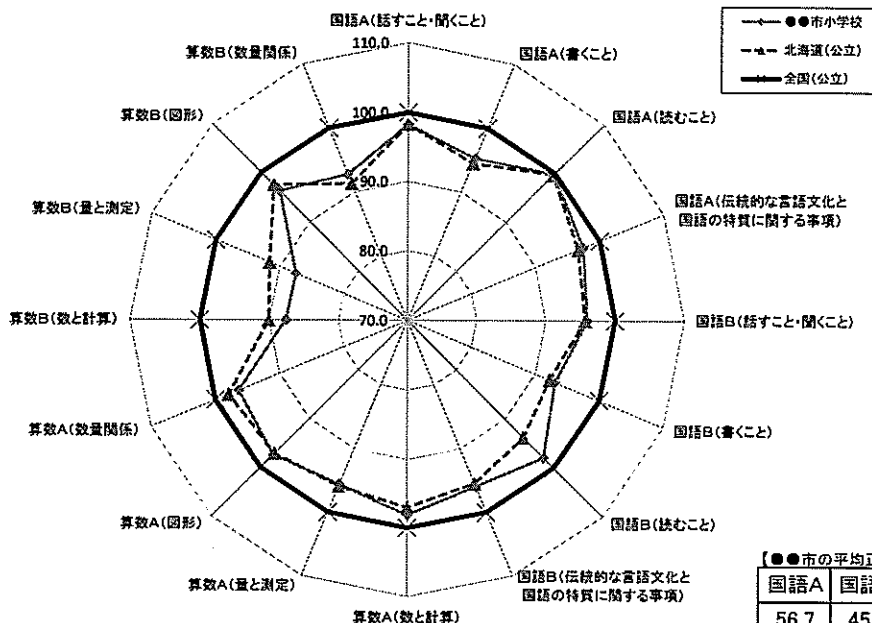
事例2

レーダーチャートに加え、「国語」の状況に着目して、
学校の取組が成果を上げていることを説明する例

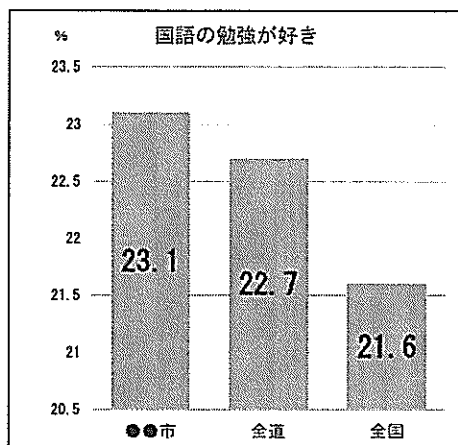
●●市内小(中)学校の状況及び学力向上策(学校数:12校、児童数:301名)

【教科全体の状況】

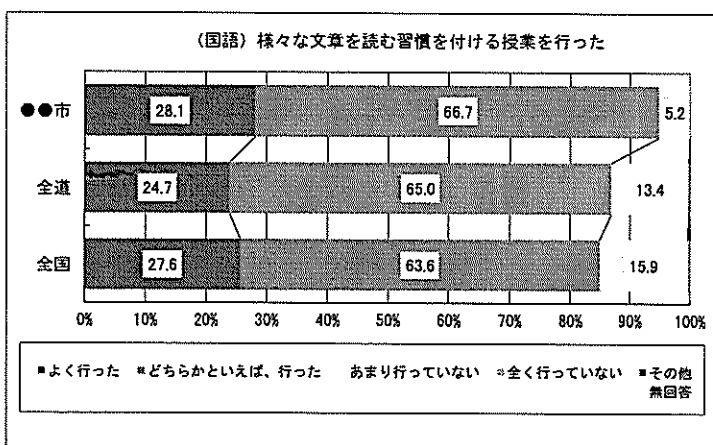
教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)



【児童(生徒)質問紙調査】



【学校質問紙調査】



【分析】

教科	○ 国語A・Bともに「読むこと」の全国との差が最も小さく、全道平均を上回っている	○ 各学校で、子どもに様々な文章を読む指導の充実を図ってきたことにより、国語の勉強が好きな子どもが多くなるとともに、読むことの力が高まってきていると考えられる
児童(生徒)質問紙	○ 国語の勉強が好きという子どもが全道、全国より多い	
学校質問紙	○ 様々な文章を読む習慣を身に付ける指導を行った学校が多い	

【●●市の学力向上策】

- ◎ 市独自の学習支援員、補助教員の配置
- ◎ 放課後や長期休業中の学習サポートの充実に向けた学生ボランティアや地域住民による支援
- ◎ 市立図書館と学校図書館の相互連携による読書環境の整備充実

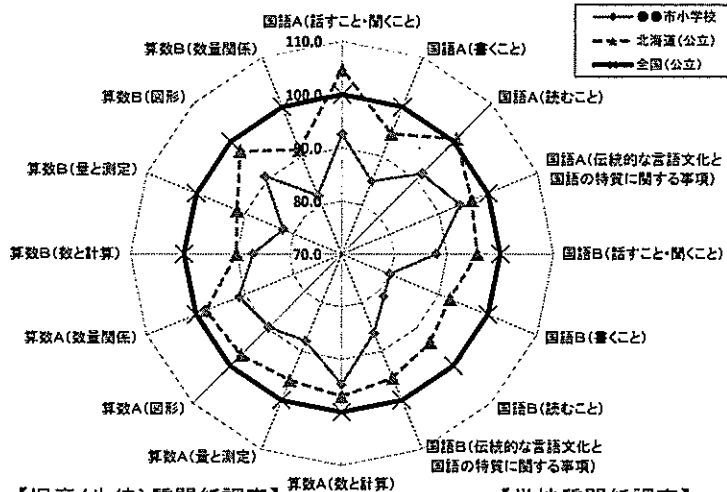
事例3

レーダーチャートに加え、「家庭学習」の状況に着目して、
子どもの学習状況について説明する例

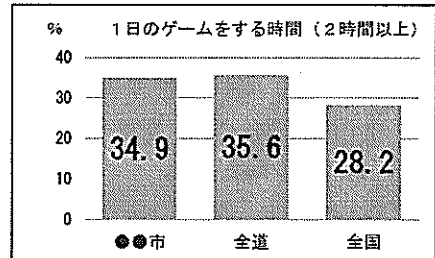
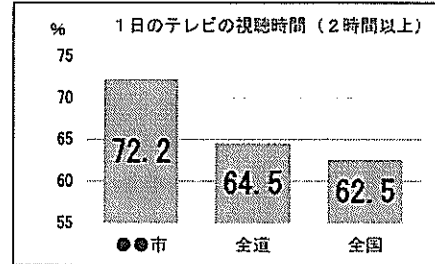
●●市内小(中)学校の状況及び学力向上策(学校数:●校、児童数:●名)

【教科全体の状況】

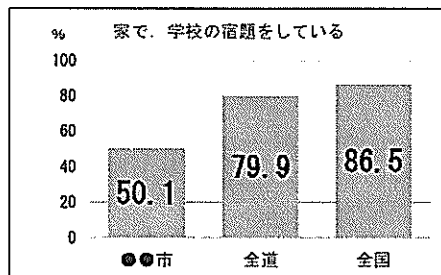
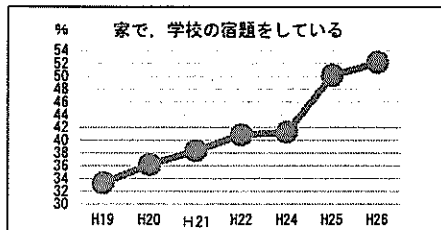
教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)



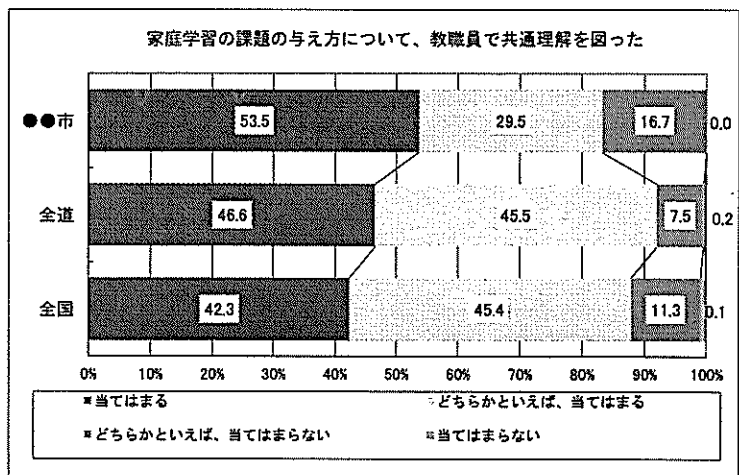
【児童(生徒)質問紙調査】



【児童(生徒)質問紙調査】



【学校質問紙調査】



【分析】

教科	○ 国語A「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、算数Aの「数と計算」、「数量関係」が他の領域に比べて高い	○ 各学校で教職員間で家庭学習の与え方について共通理解を深めて全校的な取組を進めた結果、宿題をしている児童が増えてきており、国語の漢字や算数の計算問題などの力がついてきていると考えられる
児童(生徒)質問紙	○ 家で学校の宿題をしている児童が増加傾向	
学校質問紙	○ 家庭学習の課題の与え方について、教職員で共通理解を図った学校が多い	

【●●市の学力向上策】

- ◎ 学びの連続性を確保するため、小中連携、一貫教育の推進
- ◎ 家庭教育支援チームによる望ましい生活習慣の確立に向けた支援活動の充実
- ◎ 教員による宿題検討委員会において、町全体の学習の手引き作成

<報告事項1>

第59回（平成26年度）石狩市民文化祭の開催について

- 1 主催 石狩市、石狩市教育委員会、NPO法人 石狩市文化協会
- 2 主管 石狩市民文化祭実行委員会
- 3 概要 テーマ：「なごみ」

(1) 市民発表部門（旧石狩会場）

【展示】日時：10月17日（金）～19日（日） 10：00～17：00（※19日は15：00まで）

場所：花川南コミュニティセンター

内容：絵画・写真、書道、文芸、陶芸、手工芸、生け花などの作品展示、体験コーナー、実演・実食コーナー（お茶席、手打ちそば）

【45団体（個人）参加予定】

【舞台】日時：10月18日（土）11：00～15：30、19日（日）11：00～15：00

場所：花川北コミュニティセンター

内容：日本舞踊、伝承芸能、洋舞洋楽、お楽しみ抽選会（両日演目終了後）

【28団体（個人）参加予定】

(2) 厚田会場（厚田生涯学習フェスティバル）

日時：11月9日（日）9：30～ 場所：厚田総合センター

内容：【展示】厚田区小・中学生の作品展示（絵画・書道など）、サークル発表（手芸、絵画、書道など）

【舞台】厚田区小学校音楽のつどい（合唱・器楽演奏など）、サークル発表（和太鼓、オカリナ、紙芝居など）、アトラクション（石狩翔陽高等学校吹奏楽局）

(3) 浜益会場

日時：11月2日（日） 場所：浜益コミュニティセンター「きらり」

内容：【展示】9：30～ 写真、パッチワーク、草木染め、ステンドグラスなど
（浜益デイサービスセンター利用者の作品あり）

【舞台】10：00～ 舞踊、カラオケ、浜益小劇場など

「茶道愛好会」によるお茶席コーナー

(4) クリスマスコンサート2014 ※協賛：石狩ライオンズクラブ

日時：12月13日（土）13：00～15：30（予定） 場所：花川北コミュニティセンター

出演予定団体：石狩エンジェル・クレア少年少女合唱団、南線小学校リコーダークラブ、
花川中学校、花川南中学校、花川北中学校、樽川中学校、石狩南高等学校吹奏楽部、
石狩翔陽高等学校吹奏楽局 ※吹奏楽部の合同演奏も予定

(5) 共催事業

【第27回いしかり菊花展】

日時：11月1日（土）～3日（月・祝）9：30～17：00 場所：花川北コミュニティセンター

内容：大菊・小菊の展示 ※入場無料

(6) 協賛事業

【第17回オータムコンサート】 ※主催：石狩市音楽家・音楽団体協議会

日時：10月4日（土）14：00～ 場所：花川北コミュニティセンター ※入場料500円（小学生以下無料）

出演団体：石狩混声合唱団、いしかりエコー、アルバ・コラーレ、パストラル・クワイア、コール・ドルチェ

平成 26 年度「俳句のまち～いしかり～」 俳句コンテスト実施結果について

主 催 「俳句のまち～いしかり～」実行委員会

第 10 回俳句コンテスト（一般の部）

- ・応募数 270 句、135 名（市内 60 句、30 名） （前年度 258 句、129 名）
- ・兼 題 「玫瑰（はまなす）」及び自由題
- ・選 者 小西 龍馬 氏（北海道俳句協会顧問）、横山 いさを 氏（^{もみ}縦俳句会代表）

天位（最優秀賞）	玫瑰やひねもす風の鎮魂歌	藤林 正則	（札幌市）
地位	はまなすのイランカラプテ日本海	柳瀬 宗央	（帯広市）
	はまなすや空襲ありし日の砂丘	猪俣 総恵	（札幌市）
	灯台の昼は華燭の実玫瑰	横村 楓葉	（余市町）
	はまなすや足腰強き岬の子	星 徳男	（札幌市）
	流木が語り部となる夏の海	有田 茉莉	（雨竜町）
人位	終戦日鍬もて捧げ銃したり	石井 国夫	（岩見沢市）
	玫瑰や潮風のせて在来線	伊藤 貞子	（広尾町）
	玫瑰や新造船の餅をまく	坂東 敏和	（根室市）
	さざ波はやさしき音よ実はまなす	村上 千代	（小樽市）
	ハマナスの黙解きほぐす日の句	氣田 和子	（札幌市）
	積丹の海へはまなす発光す	矢野 知子	（洞爺湖町）
	車椅子押してはまなす見にゆかむ	植木 郁子	（石狩市）
	玫瑰の教卓飾る一枝かな	日下 久夫	（石狩市）
	はまなすの香り残して海昏るる	大場 ちさ	（小樽市）
	いしかりの浜の光陰実玫瑰	大場 榮朗	（千歳市）
	そのむかし石狩渡船場行々子	川崎 京子	（札幌市）
	仲良しへ玫瑰ゆれる通学路	遠山 キヨ	（石狩市）
	人住まぬ家に玫瑰咲にけり	赤繁 忠弘	（石狩市）
	玫瑰や沖に夢継ぐ父子船	石坂 寿鳳	（蘭越町）
	捨舟に這ふはまなすの返り花	加藤 弘美	（札幌市）

※上記のほか、佳作 20 点を選出。

第9回こども俳句コンテスト

- ・対象者 市内小・中学生
- ・応募者（作品）数 2,485 句（13 小学校 1,634 名、8 中学校 851 名）
※前年度 2,162 句（13 小学校 1,511 名、8 中学校 651 名）
- ・兼題 自由題 ※1 人 1 句のみ
- ・選者 小泉 千孝 氏（石の花俳句会）、 樋口 博 氏（石狩文芸同好会）、
五十嵐 満行 氏（石狩憩吟社）、 笠原 泰江 氏（石の花俳句会）

【入賞作品】

①小学生・優秀賞（10 点）

うんどう会パパが見ていてほめていた	加藤 大雅 （花川小2年）
ドンドンドンみんなで踊る盆踊り	阿部 ここの （花川小6年）
かくれんぼ落ち葉ふむ音みいつけた	上木 彩那 （花川小6年）
さくらのねつぼみのさきがピンクいろ	沼田 花音 （南線小4年）
きりだけど楽しい思い出つまってる	四家井 捺美 （南線小5年）
えんがわでしあわせきぶんさくらもち	小畠 奈桜 （花川南小4年）
徒競走風をおいぬきゴールする	秋山 葵 （紅南小4年）
湖は夏の鏡をつくってる	笹島 元気 （紅南小4年）
はるのひにサケのこどもがたびにでる	森 達也 （緑苑台小4年）
外遊びみんなに負けない草ずもう	鈴木 昌也 （聚富小4年）

※上記のほか、佳作 20 点、努力賞 4 点を選出。

②中学生・優秀賞（10 点）

春の風次吹くころは高校生	金野 悠治 （石狩中3年）
体育祭終ってみんな黒い顔	山中 俊樹 （石狩中3年）
かぶと虫大きなつので大相撲	田中 歩 （花川中1年）
土おこし大きくなれと種を蒔く	横川 仰一朗 （花川中2年）
陽だまりにあくび止まらぬ子猫かな	澤田 千尋 （花川中2年）
さわやかな波がきらめく夏の海	富田 星来 （花川中2年）
宿題に追われて終わる夏休み	小松田 真菜 （花川中2年）
祖母からの包みの中に雛あられ	高須賀 美桜 （花川北中2年）
赤とんぼ大きなひとみどこ見てる	對馬 優希 （花川北中2年）
たくさんの命めばえて山笑う	宮川 奈知 （花川北中2年）

※上記のほか、佳作 20 点を選出。

< 報告事項 3 >

【平成 26 年度試行事業】

情操教育プログラム “ 能楽教室 ” 開催要項

1. 目 的 今から 650 年以上もの昔日本で生まれた「能楽」を体験することにより、中学生が日本の伝統芸能に対し興味・関心を深める機会とする。また、本物の能楽に触れることにより、豊かな情操を育むことを目的とする。
2. 主 催 石狩市教育委員会 （主管：生涯学習部社会教育課）
3. 日 時 平成 26 年 10 月 24 日（金） 13 時 10 分～14 時 50 分
4. 会 場 石狩市立石狩中学校体育館（石狩市志美 293-31）
5. 対 象 石狩中学校全学年（100 名）
6. 講 師 ・能楽師 柴田 稔（しばた みのる）氏 観世流シテ方、1957 年生まれ
大学卒業後、故八世観世鍔之丞（人間国宝）及び故観世榮夫に師事
鍔仙会所属、青葉乃会主催、重要無形文化財総合認定保持者
・能楽師 鶴澤 光（うざわ ひかる）氏
7. 内 容 (1) 講義（「能の歴史」柴田 稔氏）
(2) 体験 ・装束を着る（生徒代表者 1 人）
 ・謡（うたい）の体験・・・「羽衣（キリ）」を謡います。
 ・仕舞（しまい）の体験・・・「羽衣（キリ）」を舞います。
 謡（うたい）：能のせりふや語りの部分、またはそれを謡うこと。
 仕舞（しまい）：能の一部分を舞うこと。
8. その他 市内在住の能面打ち・小金淳治氏の制作した能面を展示します。

○タイムスケジュール 【平成 26 年 10 月 24 日（金）】

時 間	13:10～13:50	13:50～13:55	13:55～14:50
内 容	講 義	休 憩	体 験 （装束・謡・仕舞）

< 報告事項 4 >

第 15 回（平成 26 年度）石狩市民図書館まつりの開催について

- （１）趣 旨 図書館ボランティアや関係団体との協働により、秋の読書週間に合わせて読書活動の推進を図る。
- （２）テ ー マ 花・虫（サブタイトル「～花と虫のファンタジー～」）
- （３）主 催 石狩市民図書館（企画・運営：図書館まつり運営委員会）
共 催 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大雪青少年交流の家
- （４）開催期日 平成 26 年 10 月 25 日（土）～ 10 月 26 日（日） 10 時から 17 時まで
- （５）開催場所 石狩市民図書館（本館）
- （６）主な内容 ■ 10 月 25 日（土）
- ・調べる学習コンクール ～表彰式～
 - ・人形劇公演（人形劇団えりっこ）
 - ・マジックショー（北大奇術研究会）
 - ・東日本大震災チャリティコンサート（土田 英順氏 チェロコンサート）
 - ・1 日図書館長（花川小学校児童を予定）
 - ・折り紙体験（三浦 ゆかり氏）
 - ・おはなし会（① 石狩市文庫連絡会、② 子っ子の会） ほか
- 10 月 26 日（日）
- ・絵本パフォーマンス（絵本パフォーマー岸田 典大氏）
 - ・上映会「おじゃる丸 満月ロード危機一髪」（企画・運営：フロアボランティア）
 - ・大型紙芝居（とんからりん）
 - ・マジックショー（塚田 崇氏）
 - ・沖縄民謡三線演奏（がじゅまる） ※沖縄絵本の読み聞かせによる導入を予定
 - ・本の修理実演（修理ボランティア）
 - ・おはなし会（① 石狩翔陽高校演劇部、② A L T、③ びっくりばこ） ほか
- 両日開催
- ・むかしあそび（伝承あそびボランティアおてだま）
 - ・布の絵本とおもちゃであそぼう！（ボランティアサークル布の絵本にじ）
 - ・電子書籍体験コーナー
 - ・乳幼児休憩室（ブックスタートボランティア）
 - ・展示 ① 松前藩時代の間屋株について ～村山家文書から捉える～
② 調べる学習コンクール入賞作品、③ 蝶の標本（佐渡 谷保氏）
 - ・本の特集「花と虫のファンタジー」（閲覧室内特集コーナー）
 - ・軽食コーナー（食生活改善推進協議会）
 - ・バルーンアート（吉田 由紀恵氏）